

受 理 番 号	請 願 第 3 1 号
件 名	広島市平和推進基本条例の問題点と再考を求めることについて
要 旨	2021年6月29日に公布された「広島市平和推進基本条例」は、早急に制定された感もあるので、再度熟議され下記の問題点を改善していただくよう請願する。 記 「前文」について、「平和都市」を掲げない「平和推進基本条例」となっている点。 「本則」第2条の狭い「平和の定義」となっている点。 「核兵器禁止条約」が存在しなかった「素案」と、その後の対応の問題点。 「本則」第6条の第1項「平和記念日」と第2項「広島市原爆死没者慰霊式…厳粛の中で行うものとする。」に関しての根本的な問題と文言の不適切な使い方等の問題点。 理由 - 広島市の掲げた「国際平和文化都市」は市議会議決の「広島市基本構想」に定められた都市像であり、「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴」である「平和記念都市」として建設することを目的とした「広島平和記念都市建設法」を基に、復興に尽力し最高目標の都市像を「国際平和文化都市」としてきたとある。それにも関わらず「広島平和記念都市建設法」を憲法具体化法と捉えることもなく、広島市を「平和都市」と位置付けているとは感じられない。 - 第2条では、「平和」を次のように定義している。「この条例において『平和』とは、世界中の核兵器が廃絶され、かつ、戦争その他の武力紛争のない状態をいう。」この定義は最初から変わっていないが、これまで例えば「広島市男女共同参画推進条例」でも「平和」を「紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。」と定義し、さらに「男女においては、性別による差別がなく、対

要 旨	等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり」と定めている。 また、２０２０年議決の「広島市基本構想」でも「そこで目指す『平和』とは、世界中の核兵器が廃絶され、戦争がない状態の下、都市に住む人々が良好な環境で、尊厳が保たれながら人間らしい生活を送っている状態をいう。」としている。この二つの「平和」を比べれば、本条例のそれが狭小な定義であることは明らかである。同じ広島市議会が議決したものでありながら、なぜ「平和」の定義を狭く変更しなければならないのか。このように広島市は「平和」について、いわば二つの定義を使い分けることになり、「平和の推進に関する施策」を具体的に定める第７条の内容とそごを来たすことになっている。 ３ 「核兵器禁止条約」の位置付けについては、上記のように平和を事実上「核兵器廃絶」に限定した形の「条例素案」であったにもかかわらず、「核兵器禁止条約」という言葉が全く見当たらなかった。「核兵器禁止条約」は、２０１７年この条例策定の動きが始まった年に１２２か国・地域の賛成により国連で採択された。交渉会議では、松井広島市長もスピーチを行い署名式には長崎市長も参加した。さらに「平和首長会議」も関連のある国際ＮＧＯ「核兵器廃絶国際キャンペーン（ＩＣＡＮ）」はその年、ノーベル平和賞を受賞した。２０２１年条約は批准国・地域が５０に達し、ついに発効した。しかしながらこうした動きと並行しながら議論を続けてきた条例であるにもかかわらず、「素案」の中には、「核兵器禁止条約」は存在しなかった。なぜなのか。しかも広島市議会は、採択後の２０１７年９月には「日本政府を含む各国に批准を求める意見書」を「全会一致」で採択している。最終的に検討会議は市民の意見を踏まえ「核兵器禁止条約」の文言は入れた。だが「条約発効の事実のみ」で、「広島市がどうこの条約に関わろう」としているのか、「日本のスタンス」を広島はどう見ているのか、今後、どのような形で核兵器廃絶を目指していくのか、といった点については、「全く触れられていない」、「平和を推進」する、とうたった「条例」であるにもかかわらず。具体性に欠け積極性も見られない。 ４ まず本条例は、国の「基本法」に当たる「基本条例」として制定された。基本法については「国政の重要分野について国の政策、
------------	---

要 旨	基本方針を明示する法律」と説明されるが、これに倣えば基本条例とは自治体の政治行政の重要分野について、政策、制度の基本方針を明示するものということができる。したがって基本法、基本条例に示された基本方針を具体化する個別の法律、条例が制定されることとなる。ところが、本条例は、個別の具体的な施策である「平和記念日」及び「平和記念式典」を定める。基本条例の在り方としては、「異例・異常」である。第6条第1項は「毎年8月6日を平和記念日とする」と定める。市民からの意見として、広く定着している「原爆の日」と改めるべきというものがあったが、受け入れられなかった。なお政策立案検討会議の第3次案では、本項に「原子爆弾による死没者の霊を慰める」との文言があったが、第14回の検討会議で「霊を慰める」には「宗教的な性格がある」との指摘を受けて、「原子爆弾による死没者を追悼する」に改められた。しかしながら第6条第2項に用いられる「慰霊式」については、「原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」は固有名詞であるとして、改められなかった。首尾一貫しない態度には、何としても「慰霊」という文言を残したいという意向が伺える。第6条第2項は、「本市は、平和記念日に、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式を、市民の理解と協力の下に、厳粛の中で行うものとする。」というものである。第21回検討会議では、「厳粛は、削除すべきだ。そもそも基本条例に第2項のようなものを定めるのには違和感がある。」という意見が出された。さらにこの点に関わって、広島弁護士会長声明では「広島市が、本条例第6条第2項の規定、あるいは同第5条及び平和の推進に関する施策を定めた規定（同第7条各号）をも根拠に、会場周辺で意見表明等を行う市民に対し、平和記念式典中の『厳粛』のために、拡声器の使用や音量について、あたかも条例上の義務であるかのように『理解』と『協力』を求めつつ、事実上の拡声器の使用禁止を迫ることすら懸念される。このことによる市民の表現行為に与える委縮効果は大きなものとなり、市民の表現の自由が制約されるおそれがある。」と指摘された。また元広島大学行政学教授によれば、「第2項は思想（内心）の自由、表現の自由の侵害の根拠となり得ると考えている。その理由を略述しよう。この規定は広島市に対する義務付けである（2021年6月25日市議会本会議における本条例案の『提案理由説明』の宮崎議員）。義務付けられた広島市及びその職員は、市民に対し『理解と協力
------------	---

要 旨	』を求めるとともに、式典が『厳粛の中で』行われるよう働きかけねばならない。『厳粛』の語義は『おごそかで、心が引き締まるさま』（広辞苑）であるが、広島市及び職員は、市民の心に立ち入り、厳かで心が引き締まるよう働きかけなければならない。このような働きかけが実際に行われれば、市民の内心の自由への侵害、ひいては表現の自由の侵害が生じる。」と述べている。 まとめとして、平和推進基本条例が制定されて3年となる。この間に見られる広島市の「平和行政」の「変化」については、8. 6 平和記念式典の会場、平和記念公園の警備強化とともに2024年から入域制限などの規制措置が実施され、広島市教育委員会が平和教育のため作成していた副教材から「はだしのゲン」を削除し、同様にビキニ水爆実験による「第5福竜丸」被爆事件に関する記述も削除された。また平和記念公園と米国パールハーバー国立記念公園との姉妹公園提携の締結などを挙げることができる。これらの「事象」が本条例の制定と無関係であるとは考えられない。 以上のことを踏まえて相対的に見れば、本条例の制定によって、「平和都市広島」が危機にひんしていると考えられる。
------------	--